

京情審答申第121号
平成29年 8月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年3月17日付け7教職第261号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年10月21日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成26年11月4日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成26年12月19日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書公開決定処分、公文書部分公開決定処分及び公文書非公開（不存在等）決定処分並びに別紙3の公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成27年2月13日及び同月23日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年3月17日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員の採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専

門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。教員の採用について、保護者及び府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、選考によって行われている。選考とは一定の基準と手続の下に、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、雇用の安定及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。

また、国の教育職員養成審議会も、その第三次答申において「試験問題や選考基準の公表は、採用選考の透明性を高めるだけでなく、(中略)教員養成の充実の上でも大きな意義を持つ」と提言している。

2 本件処分について

- (1) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書(「面接官の持ち込み資料」及び「『近畿の教育長の申し合わせ』が実際の面接において遵守されているかどうかを検証した資料」を含む。以下「まとめ・評価・反省等に関する文書」という。)について

受験者にとっては一生に関わる重大事であり、面接の実情が全く検証されていないとは信じ難い。

また、府民の期待と信頼に応え、公正及び適正に実施されるべき採用選考について、「まとめ・評価・反省」が全く行われておらず、面接官に対して「近畿二府四県教育委員会教育長 申し合わせ事項」等面接の在り方に関する方針及び基準を示しているのに、その内容が実践的に守られているかどうか及びそこからの逸脱がないか等の検証が行われていないとは信じ難い。

そして、それらの検証は、年度内だけで済ませてよいものではなく、採用選考全体の公平性の担保や効率化の推進の観点からも、次年度に申し送るべき性質のものとして文書化が行われているはずであり、行政の文書主義から逸脱するような実態になっているとは考えられない。

- (2) 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報について

児童・生徒数、教員の配置数・年齢構成、新規採用数、「京都式少人数教育」の計画及び臨時・非常勤教職員の任用数に関する見通しも持たずに教育行政が進められているとは信じ難い。

また、実施機関は、理由説明書において、「臨時・非常勤教職員任用数見通し文書」について、「教職員が不足した場合に臨時で任用している」云々と述べているが、その説明は地方公務員法(昭和25

年法律第261号)第22条が規定する臨時的任用の任用理由にそぐわない。実態は、何年にもわたって500名前後の臨時的任用が行われ続けている。その裏には、臨時的な任用を行う人数に関する一定の方針があるものと推定せざるを得ない。

- (3) 平成17年に存在が確認されたことのある「講師評定票」もしくは同様の文書の現行様式及びその取扱いに関する文書(コンピュータ上のデータを含む。以下「講師評定票等」という。)について

実施機関は、「講師評定票」について、「作成していないため」不存在としているが、平成17年にその存在が発覚した頃の内部メモには「情報公開請求があった場合も、不存在と扱う」旨の記載があったことから、今回の説明もそれだけで納得できるものではない。

また、「講師評定票」については、講師の任用継続等に関わる業務が実施されている以上、平成17年当時とは別の文書名、目的又は様式になっているとしても、何らかの形で作成・運用が行われている可能性が否定できない。

- (4) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の募集要項に関する起案・決裁文書(年齢制限に関して現在の方針を採る理由に関わる決裁文書を含む。以下「募集要項に関する起案・決裁文書等」という。)について

公開された公文書には、「年齢制限に関しての現在の方針を採る理由に関わる決裁文書」が含まれていない。公務で働く者の任用などにおける年齢制限や「実績評価」に関わって、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」(平成26年7月4日付け総行公第59号総務省自治行政局公務員部長通知)に沿った様々な検討がどのように行われたかを示すものも含まれていない。

「募集・採用をめぐる年齢制限」について、雇用対策法(昭和41年法律第132号)、厚生労働省及び総務省の通知の趣旨と異なる措置(年齢制限を設ける)が行われている背景には、実施機関としての格別の判断を示す方針文書があると考えざるを得ない。

- (5) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験及び第2次面接試験の面接委員の委嘱について(「保護者等を面接委員に加える方式に関する経過・決裁文書」、「面接委員の選考方法、候補者の適格性に関する判断基準、面接委員委嘱後の実際の面接をどう担当するか(受験者との近縁関係などをどう考慮して配置するか)」を含む。)(以下「面接委員の委嘱等について」という。)

公開された公文書には、委嘱された保護者等の名簿(会社の取締役などの肩書)は含まれていたものの、保護者等を面接委員に加えた経過が分かるものはない。また、「受験者との近縁関係などをどう配慮するか」に関しては、文書のただし書に「受験者に3親等以

内の親族がいないこと」云々の記載があったが、それが実際に守られているかどうかをチェックする方法はどこにも記載されていない。

また、「面接委員の選考方法、候補者の適格性に関する判断基準」に該当する公文書は含まれていなかった。当然何らかの文書があるはずである。

- (6) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における実技試験について（評定票の様式を含む。）（以下「第2次試験における実技試験について」という。）

公開された公文書には、実技試験の際に試験官が記入する「評定票の様式」が含まれていない。さらに、技術・家庭科の実技試験については、公開された公文書では試験内容が一切分からず、全部公開とはいえない。

また、体育の評価基準が欠落していることに加え、技術で課されている内容や評価基準がよく分からないことから、文書はもっと存在するのではないか。かつては実技に関する「個人評定票」が公開されたこともある。

- (7) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について

公開された公文書には、判定後に受験番号順に並び替えられた結果一覧は含まれているが、以前の公文書公開請求の際に公開されていた第1次試験の合否判定資料（点数順に並び替えられたもの）が含まれていない。

また、受験番号順の資料のみで足りるかのような説明が行われているが、点数順の資料が存在するのであれば、当該資料も公開されたい。

- (8) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の際の成績集約上の取扱いについて（個票の取扱い、個票からマークシートへの転記及び判定会議用の一覧資料にまとめる方法などに関わる全ての様式、取扱いマニュアル、マークシートの導入年次や利用歴及びマークシートへの転記を依頼した業者の決定過程や業者に示した指示に関する情報を含む。）（以下「成績集約上の取扱いについて」という。）

合格者が確定するまでに作成された「全ての様式」の公開を求めているにも関わらず、全てではない。さらに、マークシートの印刷を委託した業者名が記載された文書はあるものの、入札など決定過程が分かるものが含まれていない。

また、随意契約に関わる文書等は公開されたが、マークシートの導入年次に関する情報が含まれておらず、さらに、個票からマークシートへの転記方法が読み取れないことから、「全ての様式」の公開は満たされていない。

(9) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について

公開された公文書には、「合否判定資料（点数順）」は含まれていたが、(7)で公開された様式の「結果一覧（受験番号順のもの）」の文書も存在するのではないか。合否判定会議には配布されていなくても、受験番号順の成績一覧が存在するのであれば公開されたい。

(10) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の受験者、1次合格者及び採用候補者名簿への登載者数を校種、教科、試験区分、男女別及び年齢区分に整理・分析した文書若しくは分析を可能にする資料（平成26年2月及び同年7月の京都府定例教育委員会において臨時教員経験者及び教職経験者に関する数値を報告した際に利用したデータや文書を含む。以下「平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る整理・分析資料」という。）について

「受験者・1次合格者・採用候補者名簿への登載者数」が記載された公文書が情報提供されたが、「男女別・年代区分に整理した」数値は明記されていたものの、「年齢別」、「臨時教員経験者、教職経験者に関する数値」が記載されていない。

実施機関は、理由説明書において「情報提供は異議申立ての対象となる処分ではない」云々と述べるが、異議申立人は、公文書公開請求に対して、年齢区分毎の公開がなされていないこと及び臨時教員経験者などに関するデータ（実数や比率）が全く公開されていないことに対する異議申立をしているのである。

(11) 京都府立学校の寄宿舎指導員及び学校図書館司書に関する今後の採用計画について

公開された公文書には、「寄宿舎指導員及び図書館司書に関する今後の採用計画」が分かる文書が含まれていない。年齢構成を示した表は公開されているが、採用計画ではない。

実施機関は、理由説明書において「採用計画は作成していない。」とするが、地方公務員法第22条の規定にそぐわない臨時的任用が長年続いていることに鑑みて、新規募集・正規採用・臨時的任用の比率をどう考えていくかなどに関する方針文書が存在すると考えるのが妥当である。

(12) 平成27年度採用のために実施した全ての選考試験に関する「基準点」について（基準点を設ける理由や目的、基準点の決定時期に関する情報を含む。）（以下「基準点に関する情報について」という。）

全ての選考試験に関する「基準点」を記した公文書は公開されたが、請求内容である「基準点を設ける理由や目的」は記載されてい

ない。

また、「平成27年度採用のために実施した全ての選考試験に関する『基準点』について（基準点を設ける理由や目的、基準点の決定時期に関する情報を含む。）」については、基準点がどの段階で定められているのかによって、それを設ける「理由や目的」が変わってくると思量されるので、決定時期を尋ねているが、それに関する情報がはっきりしない。

- (13) 臨時・非常勤教職員の任用に関して京都府教育委員会が採っている法的根拠及び実際の任用基準や方法に関する情報（以下「臨時・非常勤教職員の任用に関する法的根拠等」という。）について

全部公開とされているが、請求内容に対応する、臨時・非常勤教職員の任用に関する「法的根拠」についての情報が含まれていない。

公開された公文書には、任用の「方法」の一部は示されているものの、「法的根拠や任用基準」に関する情報がほとんど含まれていない。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 非公開（不存在等）決定について

- (1) まとめ・評価・反省等に関する文書について

翌年度の採用計画を立てる打合せの際に前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、打合せの記録は残しておらず、また、試験の実施と採用計画の策定は同じ年度に行い、翌年度の担当者への申し送り等の文書も作成する必要がないため不存在とした。

なお、近畿教育長の申し合わせ等面接試験の際に遵守すべき点については面接説明会により再三説明し、徹底しているところである。

- (2) 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報について

今後の臨時・非常勤教職員の任用数については、教職員が不足した場合に臨時で任用している実態から見通しが立て難いため、文書は作成しておらず不存在とした。

- (3) 講師評定票等について

講師の任用については、教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令（平成20年京都府教育委員会訓令第2号）

第7条の規定により、府立学校長の専決事項となっている。

具体的には、新規任用の場合は各府立学校において履歴書や講師登録票を元に対象者の面接を行い、任用の可否を決定するものであり、継続任用の場合は各府立学校長が状況把握及び個別面談により次年度の意向を確認し、任用の可否を決定するものである。

実施機関において全ての府立学校長に対し聞き取り調査を行ったが、請求内容に該当する文書については、請求対象年度を含めこれまで作成された例は確認できなかったため不存在とした。

2 公開決定及び部分公開決定について

(1) 募集要項に関する起案・決裁文書等について

年齢制限に関する文書は存在せず、平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験実施要項で年齢制限を定めており、本件請求に対しては、請求の趣旨を広く解釈して要項等の作成についての文書を公開したところである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(2) 面接委員の委嘱等について

本件請求に対しては、保護者等を面接委員に加える方式について、それらを包括的に意思決定したものとして、平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験及び第2次試験に係る面接委員の委嘱についての文書を特定し、部分公開決定をしたところである。

また、受験者に3親等内の親族がある者の確認は、本人への聞き取り等の中で行っているのみであるが、請求の趣旨を広く解釈して3親等内の親族である面接委員を除外した結果が分かる文書として上記文書を部分公開したところである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(3) 第2次試験における実技試験について

実技試験については、各実技試験の評価の内容について高い専門性を有している教員が試験担当者となっており、当該試験担当者がそれぞれの観点に基づいて採点をした上で、入力様式に受験者ごとの点数を入力している。

実施機関としては採点後の得点データを受け取るのみであるため、異議申立人がいう個人別の評定票は作成しておらず、当該文書は存在しないが、本件請求に対しては、請求の趣旨を広く解釈して実技試験に係る文書を公開したところである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(4) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について

公開した公文書（「平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定について」）にあるとおり、第1次試験の各受験者ごとに合否が入力されている資料で合否判定資料としての必要性を満たしているため、受験番号順に合格者を並べた資料のみを作成し、添付している。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(5) 成績集約上の取扱いについて

実施機関としては、請求内容に該当する公文書として、実際に使用したマークシートに関する文書を特定の上、全て公開決定又は部分公開決定を行っており、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

なお、部分公開とした「平成27年度教員採用選考試験システムに係るデータ処理等業務について」の起案文書の伺いにあるとおり、マークシートに関しては入札ではなく随意契約により行い、複数業者の見積合わせをして業者を決定しているところである。

(6) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について

公開した公文書（「平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について」）にあるとおり、(4)と同様、合否判定会議に提出する資料であるため、各校種・教科ごとの資料で必要性を満たしており、当該資料のみを作成し、添付している。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(7) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る整理・分析資料について

実施機関としては、請求内容に該当する公文書として「平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について」を特定し公開するとともに、異議申立人の要請に沿い情報提供をしたところである。

異議申立人は、情報提供について異議申立てをする旨主張するが、情報提供は異議申立ての対象となる処分ではなく主張自体失当である。

また、本請求内容に該当する公文書については、以前から統計等は取っておらず、作成していないため不存在としているところである。

るが、公開請求時に異議申立人から、完全に該当する文書がない場合でも以前請求した際に校種別、年代別及び性別に区分した資料の提供を受けたことがあるため、可能なら同じ対応をして欲しいとの要請があり、資料を作成した上で情報提供をしたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(8) 京都府立学校の寄宿舎指導員及び学校図書館司書に関する今後の採用計画について

退職者及び再任用者がどれくらいになるか等の状況が不確定であるため見通しが立て難いことから、採用計画は作成していない。

実施機関としては、請求内容に該当する公文書として、採用計画そのものではないが、請求の趣旨を広く解釈して次年度の採用者数の判断材料となる資料として採用試験を実施する年度の前年度の「寄宿舎指導員の配置状況等について」及び「学校図書館司書採用等状況（府立高校）」を公開したところである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(9) 基準点に関する情報について

異議申立人は、公開した公文書（「平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験合否判定基準の公開について」）には「基準点を設ける理由や目的」が記載されていないと主張するが、選考のために基準点を設けることは当然の前提である。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

(10) 臨時・非常勤教職員の任用に関する法的根拠等について

実施機関としては、請求内容に該当する公文書として、講師任用に必要な「講師登録の方法等について」を公開したところであり、同文書は地方公務員法を根拠として作成されたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、別紙2の表の「公文書の件名又は内容」欄に掲げる情報を記載した文書である。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分である旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 非公開（不存在等）決定について

ア まとめ・評価・反省等に関する文書について

異議申立人は、面接の実情が全く検証されていないこと、採用選考につき「まとめ・評価・反省」が全く行われていないこと及び「近畿二府四県教育委員会教育長 申し合わせ事項」等の面接の在り方に関する方針及び基準からの逸脱がないか等の検証が行われていないことについては信じ難く、それらの検証は、採用選考全体の公平性の担保や効率化の推進の観点からも、次年度に申し送るべき性質のものとして文書化が行われているはずであると主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、打合せの記録は残していないとのことであった。また、試験の実施と採用計画の策定は同じ年度に行われるため、翌年度の担当者への申し送り等の文書も作成していないとのことであった。

これらのことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

イ 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報について

異議申立人は、児童・生徒数、教員の配置数・年齢構成、新規採用数、「京都式少人数教育」の計画、臨時・非常勤教職員の任用数に関する見通しも持たずに教育行政が進められているとは信じ難く、実態として、何年にもわたって500名前後の臨時的任用が行われ続けているので、その裏には、臨時的な任用を行う人数に関する一定の方針があるものと推定せざるを得ないと主張する。

しかし、当該任用は、教職員が不足した場合に臨時で行われるものであり、そうした実態に鑑みると、将来的な見通しが立て難いことから文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

ウ 講師評定票等について

異議申立人は、作成していないため不存在とした実施機関の説明に対し、平成17年にその存在が発覚した頃の内部メモには「情報公開請求があった場合も、不存在と扱う」旨の記載があったことから、今回の説明もそれだけで納得できるものではなく、講師の任用継続等に関わる業務が実施されている以上、平成17年当時とは別の文書名、目的又は様式になっているとしても、何らかの形で作成・運用が行われている可能性が否定できないと主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、講師の任用については府立学校長の専決事項とされており、全ての府立学校長に対し聞き取り調査を行ったが、請求内容に該当する文書については、請求対象年度を含めこれまで作成された例は確認できないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

(2) 公開決定及び部分公開決定について

異議申立人は、第4の2の(4)から(13)までで述べているとおり、公開又は部分公開された公文書について異議申立人が求める情報の一部が含まれておらず、他にも何らかの文書が存在するはずであり、さらに検索した上で公開すべきである旨主張する。

しかし、第5の2のとおり、請求の趣旨を広く解釈して公文書をそれぞれ特定した上で公開又は部分公開しており、これらの公文書以外に請求内容に該当するものは存在しないという実施機関の説明にいずれも不合理な点はなく、また、これらを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月17日	諮問書の受理
平成27年 3月30日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 4月10日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月 1日	第1回審査会
平成28年 3月10日	第2回審査会
平成29年 2月22日	第3回審査会
平成29年 4月10日	第4回審査会
平成29年 6月23日	第5回審査会
平成29年 8月 8日	第6回審査会
平成29年 8月30日	答申

(別紙1)

公文書公開請求に係る請求内容

1 教職員数・教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成26年に文部科学省へ宛てて提出済みの「平成26年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書」及び関連する文書・資料
- (2) 教員採用選考に関して文部科学省が実施した調査に対して京都府教育委員会が行った回答「平成27年度公立学校教員採用選考試験実施方法等について」

2 平成26年実施（平成27年度採用）教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の募集要項に関する起案・決裁文書（年齢制限に関して現在の方針を採る理由に関わる決裁文書を含む）
- (2) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の全ての試験領域・方法に関する「評価基準」に関する公文書
- (3) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験の免除に関する文書
- (4) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について
- (5) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について（「作問・採点に関する業務委託」や「近畿各府県との共同作問」に関する文書も含む）
- (6) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験及び第2次面接試験の面接委員の委嘱について（「保護者等を面接委員に加える方式に関する経過・決裁文書」、「面接委員の選考方法、候補者の適格性に関する判断基準、面接委員委嘱後の実際の面接をどう担当するか<受験者との近縁関係などをどう考慮して配置するか>」を含む）
- (7) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会及び同第2次面接試験委員説明会について（「面接技法説明資料」、「個人面接試験資料」、「集団面接試験資料」に関する情報も含む。）
- (8) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の実施当日、会場で行った説明の内容を示す文書について
- (9) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について
- (10) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における実技試験について（評定票の様式を含む）
- (11) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について
- (12) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の際の成績集約上の取扱いについて（個票の取扱い、個票からマークシートへの転記、判定会議用の一覧資料にまとめる方法などに関わる、全ての様式、取扱いマニュアル、マークシートの導入年次や利用歴、マークシートへの転記を依頼した業者の決定過程や業者に示した指示に関する情報を含む）
- (13) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について
- (14) 平成27年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について（「平成27年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者」を含む。）
- (15) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の受験者・1次合格者・採用候補者名簿への登載者数を校種・教科・試験区分・男女別・年齢区分に整理・分析した文書、もしくは分析を可能にする資料（平成26年2月・同7月の京都府定例教育委員会において臨時教員経験者、教職経験者に関する数値が報告した際に利用したデータや文書を含む）
- (16) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接

官の持ち込み資料」、「『近畿の教育長の申し合わせ』が実際の面接において遵守されているかどうかを検証した資料」を含む。）

- (17) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の過程で発生した出題ミスについて（ミスの内容・訂正、ミスの発生原因・再発防止に関する一切の文書、ミスに関して速やかにマスコミに発表したことに関わる文書を含む）
- (18) 公立学校教員採用選考試験結果の簡易開示に関する内規、受験者に対して従来の簡易開示で示していた内容を郵送で通知することにした経緯の分かるすべての文書
- (19) 京都府立学校の寄宿舎指導員・学校図書館司書に関する今後の採用計画について
- (20) 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験を実施するのに要した経費の決算を記した文書（マークシートへの転記を委嘱した業者への支払いを含む）

3 平成27年度採用のために実施した<自立活動専任教員>の採用選考に関わる全ての文書について（出願資格、受験者・1次合格・名簿登載者の人数、選考基準に関する情報を含む）

4 平成27年度採用のために実施した全ての選考試験に関する「基準点」について（基準点を設ける理由や目的、基準点の決定時期に関する情報を含む）

5 臨時教職員の配置数などに関する文書・情報

- (1) 平成26年度京都府の定数内常勤・代替・非常勤教職員の配置数に関する統計（「市町村費負担（国庫負担対象外）の非常勤講師の目的別人員等内訳」を含む）
- (2) 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報
- (3) 臨時・非常勤教職員の任用に関して、京都府教育委員会が採っている法的根拠及び実際の任用基準や方法に関する情報
- (4) 地方公務員法22条に基づいて、任命権者が臨時教職員を任用する際に、人事委員会に承認を求めた書類、及び人事委員会が承認したことを返した書類
- (5) 平成17年に存在が確認されたことのある「講師評定票」もしくは同様の文書の現行様式及びその取扱いに関する文書（コンピュータ上のデータも含む）

注1. 上記のすべて、個人情報に属する記載事項の公開を求めるものではない。

注2. 上記は、従来の公開文書の標題を参考に記したものである。今年度、京都府教育委員会が実際に作成している文書の標題と一致していない場合もありうるが、情報公開条例の精神に則って文書を確認し、請求人の「知る権利」を十分に満たされたい。

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

番号	公文書の件名又は内容	決定内容	該当請求項目
1	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験実施要項等の作成について	全部公開	2-(1)
2	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第1次面接試験面接委員の委嘱について 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員の委嘱について 	部分公開	2-(6)
3	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験実技試験内容の公開について 実技試験入力様式及び各実技試験の観点 	全部公開	2-(10)
4	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定について	全部公開	2-(11)
5	面接試験のマークシート及びマークシート記入上の注意	全部公開	2-(12)
6	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度教員採用選考試験システムに係るデータ処理等業務について 支出負担行為書（教員採用選考試験採点システムに係るデータ処理等業務について） 支出（振替）命令書（教員採用選考試験採点システムに係るデータ処理等業務について） 	部分公開	2-(12)
7	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について	部分公開	2-(13)
8	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について	全部公開	2-(15)
9	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「『近畿の教育長の申し合わせ』が実際の面接において遵守されているかどうかを検証した資料」を含む。）	非公開 (不存在)	2-(16)
10	<ul style="list-style-type: none"> 寄宿舎指導員の配置状況等について 学校図書館司書採用等状況（府立高校） 	全部公開	2-(19)
11	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験合否判定基準の公開について 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験合否判定基準等の公開について 	全部公開	4

12	今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報	非公開 (不存在)	5 - (2)
13	講師登録の方法等について	全部公開	5 - (3)
14	平成17年に存在が確認されたことのある「講師評定票」もしくは同様の文書の現行様式及びその取扱いに関する文書（コンピュータ上のデータも含む）	非公開 (不存在)	5 - (5)

(別紙3)

異議申立ての対象となっていない処分

【全部公開】

番号	該当請求項目	公文書の件名
1	1-(1)	平成26年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料
2	1-(2)	平成27年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について(回答)
3	2-(2)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験合否判定基準等の公開について
4	2-(3)	平成27年度京都府公立学校教員等採用選考試験第1次試験筆記試験に係る一部試験免除について
5	2-(4) 2-(5)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議進行・配付資料について
6	2-(7)	<ul style="list-style-type: none">平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験(寄宿舎指導員採用選考試験を含む)第1次面接試験説明会の実施について平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員説明会の実施について
7	2-(8)	1次筆記試験、1次2次面接試験及び2次実技試験の当日の説明原稿
8	2-(9)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験教育実践力テスト内容の公開について
9	2-(14)	平成27年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について
10	2-(17)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次筆記試験問題の誤りについて
11	2-(18)	教育長告示の一部改正について
12	3	平成27年度京都府立学校教員(京都府立特別支援学校における自立活動担当)採用選考試験の実施について
13	5-(1)	<ul style="list-style-type: none">平成26年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書の別紙様式3平成26年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料の別紙様式1及び資料4
14	5-(4)	臨時的任用届について

【部分公開】

番号	該 当 請求項目	公 文 書 の 件 名
1	1 - (1)	平成26年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書
2	2 - (5)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について
3	2 - (11)	平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について
4	2 - (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出（振替）命令書（【物品】一般印刷【採用試験要項（9,500部）・PRポスター】） ・ 支出負担行為兼支出（振替）命令書（会場使用料（5月24日ティーオージー）） ・ 支出負担行為兼支出（振替）命令書（会場使用料（5月24日大学コンソーシアム京都）） ・ 支出（振替）命令書（【物品】フォーム印刷【マークシート用紙（5000枚）】） ・ 支出（振替）命令書（平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験問題印刷） ・ 支出（振替）命令書（京都府公立学校教員採用選考試験第一次筆記試験に係る会場借上） ・ 支出（振替）命令書（京都府公立学校教員採用選考試験第二次面接に係る会場借上） ・ 平成27年度教員採用選考試験システムに係るデータ処理等業務について ・ 支出負担行為書（教員採用選考試験採点システムに係るデータ処理等業務について） ・ 支出（振替）命令書（教員採用選考試験採点システムに係るデータ処理等業務について）
5	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度京都府立学校教員（京都府立特別支援学校における自立活動担当）採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について ・ 平成27年度京都府立学校教員（京都府立特別支援学校における自立活動担当）採用選考試験第1次試験に係る合否判定について ・ 平成27年度京都府立学校教員（京都府立特別支援学校における自立活動担当）採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について ・ 平成27年度京都府立学校教員（京都府立特別支援学校における自立活動担当）採用候補者名簿登載者の決定について